

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下「法」という。)」の
長期優良住宅に関する軽微な変更の手続きについて

下表に示す軽微な変更は、工事の進捗状況に応じた手続きを所管行政庁に行ってください。なお、認定通知書の変更を希望される場合は、法第8条第1項の規定に基づく変更の認定申請(以下「変更申請」という。)を行ってください。変更申請には手数料が必要となりますので、詳細は所管行政庁へご確認ください。

No	項目		軽微な変更	手続き(※1)	
				完了報告書提出前	完了報告書提出後
1	申請者の氏名又は名称	個人	単名から連名への変更 連名から単名への変更 苗字の変更	完了報告書に変更が生じた旨を記載してください。添付資料は不要です。	手続きは不要です。
		法人	名称の変更	同上	住宅毎の手続きは不要ですが、軽微な変更届を代表して1部提出してください。添付資料は不要です。
			認定書に支店名や部署名を記載している場合の支店名等の変更	同上	手続きは不要です。
			代表者等の変更	同上	同上
2	申請者の住所又は主たる事務所の所在地		住所の変更	同上	同上
3	住宅の位置		分筆や合筆による地番の変更、誤記	同上	軽微な変更届を提出してください。添付資料は不要です。
4	建築後の住宅の維持保全の方法及び期間		維持保全計画の点検の時期の変更	完了報告書に変更が生じた旨を記載してください。維持保全計画書を添付してください。	軽微な変更届を提出してください。維持保全計画書を添付してください。
			点検実施予定者の変更	完了報告書に変更が生じた旨を記載してください。添付資料は不要です。	軽微な変更届を提出してください。添付資料は不要です。
5	住宅の建築の実施時期		工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更	手続きは不要です。	手続きは不要です。
6	譲受人の決定予定時期		譲受人の決定の予定時期6月以内の変更	同上	同上

※1 手続きは、下表の所管行政庁に応じた手続きを行ってください。

所管行政庁	完了報告書の名称	軽微な変更届の名称
福岡県	住宅の建設が完了した旨の報告書	軽微な変更届
北九州市	建築工事が完了した旨の報告	工事完了報告後の軽微な変更の報告
福岡市	認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書	軽微な変更届
大牟田市	住宅の建築が完了した旨の報告書	軽微な変更届
久留米市	住宅の建設が完了した旨の報告書	軽微な変更届

※提出部数について、控えが必要な場合は2部提出ください。